

令和7年度 工事調達における総合評価落札方式 の運用ガイドライン 一部改定について

令和7年10月1日以降に公告する工事に適用

令和7年8月
企画部技術管理課



働き方改革と担い手の育成・確保、新技術の活用・生産性向上の取組み推進

- (1) **改定** ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組みの拡大
- (2) **改定** 新しい担い手技術者の活用の評価基準の見直し
- (3) **改定** 新技術開発に関わる受賞企業を評価する取組みの拡大

PDCAサイクルによる継続/改定/廃止の実施（提出書類の削減・簡素化）

- (4) **廃止** 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績

その他

- (5) 技術提案評価型（S I 型）の試行について

(1) 10.1適用 WLB等推進企業を評価する取組みの拡大

改定内容

○ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業（以下「WLB企業」という。）を加点評価する取組を、**本官工事等に限定して評価**。
- 更なる取組拡大のため、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。



<WLB企業の認定基準(抜粋)>

認定	認定基準
①女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）
②次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業)	・次世代育成支援対策推進法 第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。
③若者雇用推進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	・青少年の雇用の促進等に関する法律 第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。

(1) 10.1適用 WLB等推進企業を評価する取組みの拡大

【 R6GL 】

<評価対象工事>

型式	H29GL	R5GL	R6GL
S型WTO段階選抜	○ (導入)	○	○
S型拡大	—	○ (導入)	○
施工能力評価型 (本官)	—	○ (導入)	○
施工能力評価型 (分任官)	—	—	—

<評価基準・加算点>

評価基準	評価	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	1点



【 R7GL案 】

<評価対象工事：全総合評価方式に適用>

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○
施工能力評価型 (本官)	○
施工能力評価型 (分任官)	○ (導入)

<評価基準・加算点：分任官工事も評価>

評価基準	評価	工種等	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	一般土木 A・B等級、 建築 A・B等級 の工事	1点
		上記以外の工事	0.5点

(2) 10.1適用 新しい担い手技術者の活用の評価基準の見直し

改定内容

○監理技術者資格の無い35歳以下の若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として配置した場合を評価対象としていたが、監理技術者資格を有する技術者を配置した場合も評価する。また、監理（主任）技術者を評価対象に追加。

- ・監理技術者資格の無い若手技術者（35歳以下）または女性技術者を配置した工事は年々増加。
- ・対して、**35歳以下の監理技術者は全体の約1割**と非常に少ない。監理技術者育成のため**監理（主任）技術者も評価対象に追加。**なお、現場代理人または担当技術者からのステップアップを考慮し、40歳以下を評価対象とする。
- ・また、**監理技術者資格を有する35歳以下の若手技術者または女性技術者も評価対象とする。**

【R6GL】

<評価基準・加算点>

企業の能力：新しい担い手技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	2点

加算評価なし

【R7GL案】

<評価基準・加算点>

【見直し】企業の能力：

新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、 監理技術者資格の無い、 ①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	1点

【新規】技術者の能力：

新しい担い手（監理（主任）技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
監理（主任）技術者として、①若手技術者（審査及び評価の基準日において40歳以下）または、②女性技術者を配置、活用する場合に評価する。	配置あり	1点

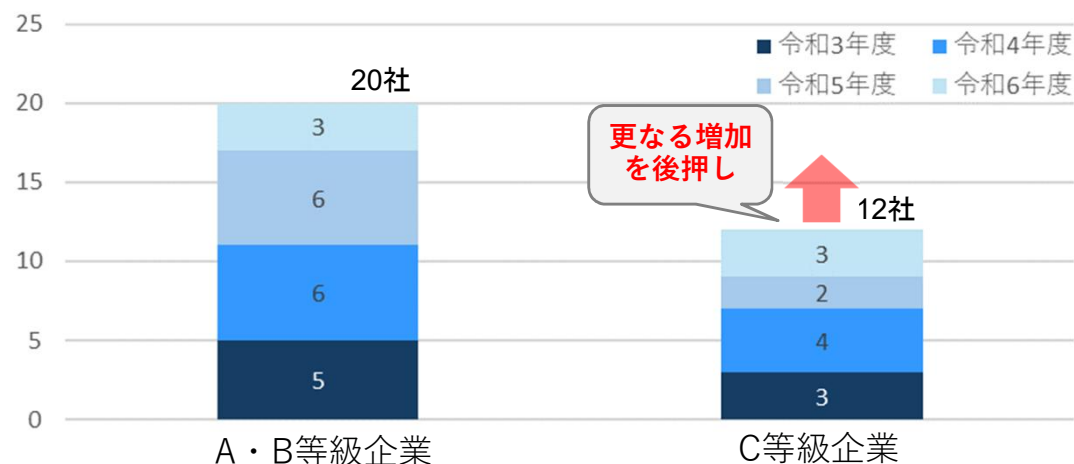
改定内容

○新技術開発に関わる受賞（国土技術開発賞、インフラDX大賞、中部DX大賞）企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- 新技術開発に関わる受賞企業を加点評価する取組を、**S型（WTO）段階的選抜**に限定して評価。
- 更なる新技術開発の推進のため、総合評価落札方式で発注する**分任官工事を含めた全ての工事に拡大**する。



< R3年度～R6年度 受賞企業数（一般土木有資格者） >



【 R7GL案 】

< 評価対象工事： **全総合評価方式に適用** >

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○（導入）
施工能力評価型（本官）	○（導入）
施工能力評価型（分任官）	○（導入）

< 評価項目・加算点： **変更なし** >

(4) 10.1廃止 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績

P

技術研鑽による幅広い取り組みを評価し、工事品質の確保を目的にS型（WTO段階選抜）にてR2GLより導入。その後、S型（拡大）についてもR5より導入。

D

その他項目（技術者の能力）としてS型（拡大）、S型（WTO段階選抜）を対象に、配点は1点で評価。

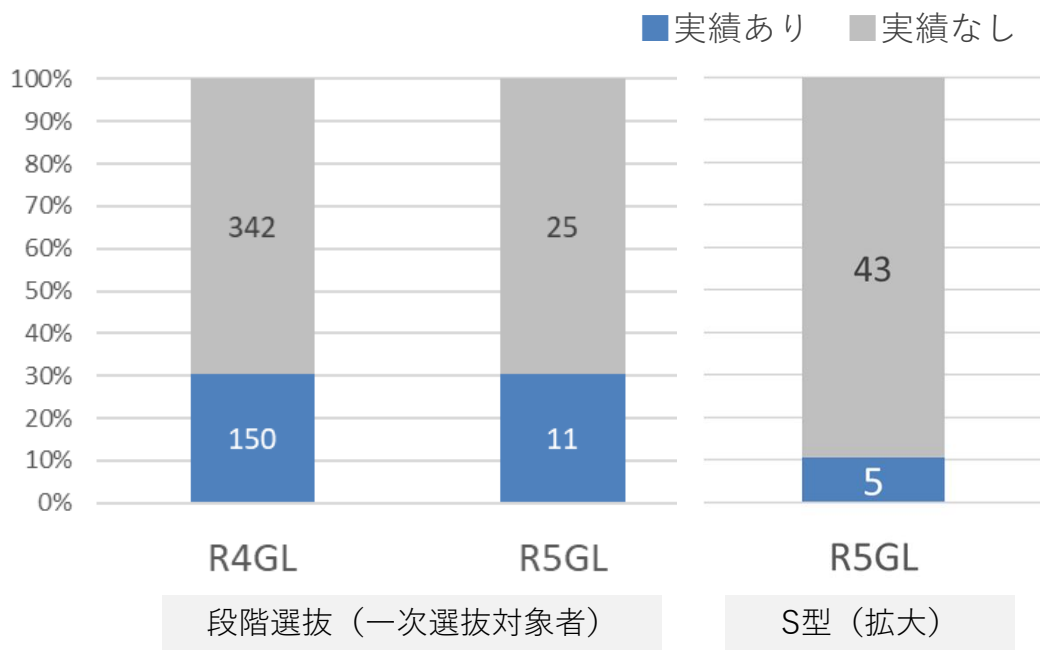
C

S型（WTO段階選抜）の参加者における近年の加点状況は約3割程度、R5GLから評価対象となったS型（拡大）では1割程度。評価対象がわかりにくい、提出資料が多い等の意見あり。

A

論文等の発表がCPD単位の取得対象に含まれており、S型（拡大）・S型（WTO段階選抜）において**CPD単位の取得状況を別途評価しているため廃止**とする。

<参加者の加点状況>



<評価基準・加算点>

【R6GL】

対象：S型（拡大）、S型（WTO段階選抜）（一次選抜）で評価

評価基準	評価	配点
- 配置予定技術者が加筆、投稿した建設分野に関する論文等が関連団体が発行する学会誌、協会誌、機関誌等に掲載された実績がある場合に評価 - 審査及び評価の基準日から遡って掲載日の翌日が4年以内が対象	実績あり	1点

【R7GL案】

廃止

(※R5GL：R7.1契約まで)

(5) 技術提案評価型（S I 型）の試行について

概要

○新たな方式として、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める技術提案評価型S I 型を試行。

- ・競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事を対象に適用。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、発注者が指定する上限額以下とする。

施工能力評価型

技術提案評価型

対象
工事

技術的工夫の余地が少ない工事

技術的工夫の余地が大きい工事

技術
提案
内容

II 型

I 型

S II 型
(現行S型)

S I 型
(試行)

A III 型

A II 型

A I 型

簡易な施工計画

施工上の特定の課題等に対する工夫等

工事目的物の設計変更や
高度な施工技術等

価値の最も高い
新技術、資材、
機械、工法等

部分的
変更

複数の
有力案

通常案は
満足できない

評価
方法

簡易な施工計画を
可・不可の二段階で評価

技術提案を点数評価

企業・技術者の能力等（実績）を点数評価

予定
価格

標準案に基づき作成

新技術、資材、機
械、工法等に係る
コストは予定価格
に入れない

技術提案に基づき作成

3-5-3 評価項目一覧 における変更箇所の記事例

		3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点		
企業の能力（8点）	同種、類似工事の施工実績（過去15年分）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」		○					
		同種性が認められる	上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業			○				
			地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」			○				
			上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業				○			
			地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」					○		
		上記以外						○		
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見直し65点」 ・審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した工事		3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
		81点以上	80.5点以上 81点未満	80点以上 80.5点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	77点以上 79点未満	65点以上 77点未満 実績無し （見直し65点）		
	表彰等 （最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で申請して受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象		2点	1.5点		1点		0点
			・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象		局長表彰有り 事務所長等表彰 2年連続表彰	事務所長等表彰 1年で複数表彰	事務所長等表彰 有り		表彰無し	
安全工事表彰		・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象		1点	0.5点		0点			
				局長表彰	事務所長表彰		表彰無し			
地域精通度（最大7点）	地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価		2点	1点		0点			
				入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内に 本店有り	競争参加条件地域内に 支店・営業所有り かつ中部地整管内に本店有り	競争参加条件地域内に 支店・営業所有り			
	災害対応力 （最大3点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府関連機関等の要請を受けて緊急的に実施した中部地整管内での災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱、 地震等 等の防疫活動等）実績がある場合に評価 ・なお、政府関連機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価		2点	1点		0点		
					①中部地整や中部地整管内事務所の要請による中部地整管内・管外での災害・支援活動実績、または企業政府関連機関等の要請による中部地整管内での同実績。	政府関連機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績。		活動実績無し		
		災害協定締結の有無	「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価		1点	0.5点		0点		
					当該工事を発注した事務所との協定締結有り	左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	協定締結無し			
	BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日まで認定を受けている企業を評価		1点	0点					
				認定有り	認定なし					
	ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		1点	0点					
				表彰有り	表彰無し					
その他項目（最大5点）	地域社会資本の維持管理実績	・元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間で対象		3点	2点	1点				
				中部地方整備局発注の「経常維持工事124時間体制」の実績有	中部地方整備局発注の「修繕・補修・改修工事等」の2件以上の実績有（4件以上の実績がある場合は1点）					
	職工指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した職工指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って3年以内の工事		2点	0点					
				実績有り	実績無し					
	新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用	本発注工事において、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		1点	0点					
				配置有り	配置なし					
	ICT施工工場の活用	ICT活用工事に指定された工事において、本発注工事でICT施工技術を全面的に活用する場合に評価		i-ConstructionにおけるICT舗装工（As.Co）を実施（ICT舗装工（As.Co）：施工者希望1型）						
				実施する	実施しない					
		i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施（ICT舗装工（修繕工）：施工者希望1型）		1点	0点					
				実施する	実施しない					
手持ち工事量	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約工事の件数に応じて評価 【予定価格3.4億円未満の一般土木工事に適用】		2点	1点	0点					
			契約件数 0～1件	契約件数 2～3件	契約件数 4年以上					
登録基幹技術者の配置	・本発注工事の施工に係る登録基幹技術者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一人次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技術者の認定を受けている場合が対象		1点	0点						
			配置する	配置しない						
担当技術者の資格	・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須、その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点	0.5点	0点					
			対象資格を有する担当技術者を単独配置	対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置	配置なし					
企業の工事成績（マイナス評価）	インフラDXの取り組み実績	・元請けとして完成・引き渡しが完了したICT活用工事またはBIM/CIM活用工事の実績がある場合に評価（本発注工事のみの対象） ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以上の工事		1点	0.5点	0点				
				2件の施工実績	1件の施工実績	施工実績無し				
	WLB推進企業	・審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定、②次世代法に基づく認定、③若者雇用推進法に基づく認定		1点/0.5点※1	0点					
				実績有り	実績なし					
	新技術開発に努める受賞企業	・「国土技術開発賞（優秀賞、優秀賞、特別賞）」「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）」「中部DX大賞（大賞、奨励賞、敢闘賞）」の受賞がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って3年間		1点	0点					
				実績有り	実績なし					
	自由設定項目（1）	・地域の実情等に応じて設定された評価項目で評価		1点	0点					
				1項目が該当	非該当					
	自由設定項目（2）	同上		1点	0点					
				1項目が該当	非該当					
	企業の工事成績（マイナス評価）	・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和6年度の工事成績で「60点未満」がある場合		-12点	-6点					
				2工事以上	1工事					

3-5-4 企業の技術力等 における変更箇所の記事例
3-5-5 技術者の技術力

（20）WLB推進企業 【一部見直し】
次のいずれかの認定を受けている企業を評価する。

①女性活躍推進法に基づく認定
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）

②次世代法に基づく認定
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）

③若者雇用推進法に基づく認定
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。（ユースエール認定企業）

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日において認定を受けている場合

・ 認定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

※評価内容の変更箇所は、運用ガイドラインの「3-5-3評価項目一覧」、「3-5-4企業の技術力等」、「3-5-5技術者の技術力」にて赤字やピンク着色で記載

1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp** 

件名 R7工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

-
-
-

(株) □□建設
中部 太郎
058-999-999

2 メールで回答



中部地整 技術管理課 工事入札契約
cbr-gikan285@mlit.go.jp

以下のとおり回答します。

(回答)

-

3 過去の問い合わせ内容を公表

整備局トップ>入札・契約情報>工事
>工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm

番号	問い合わせ内容	回答
1	施工予定工事の実績について P57、P70において、企業、技術者の「同様・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価欄の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同様・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	3-5-4企業の技術力等 (12) 施工予定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力 (6) 施工予定対象工事の実績における評価対象期間は、工事実施の翌日から評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。
2	維持修繕工事の施工実績 ①維持修繕工事「24時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事・・・等、及び関連する役務業務）とありますが、 Q1：工事名「○○維持修繕工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工等が含まれる場合には、②として認められるでしょうか。 Q2：「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。	Q1:日常的に施設維持を行う工事かどうかで評価します。 Q2:評価対象工事種別については設定しませんので、施工実績の工事工種によらず評価します。
	新技術開発に関わる受発企業評価対象期間について ガイドラインP48の表では「本発注工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方P49の注「(受発企業)の技術力の評価対象期間の算定の基礎となる期間から遡って3年間」とあります。命題P48は「(受発企業)の技術力の評価対象期間の算定の基礎となる期間から遡って3年間」とあります。P49	3-5-4企業の技術力等 (22) 新技術開発に関わる受発企業 (WTOのみ評価) の評価対象期間は「(受発企業)の技術力の評価対象期間の算定の基礎となる期間から遡って3年間」とあります。



- ・ 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- ・ 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。